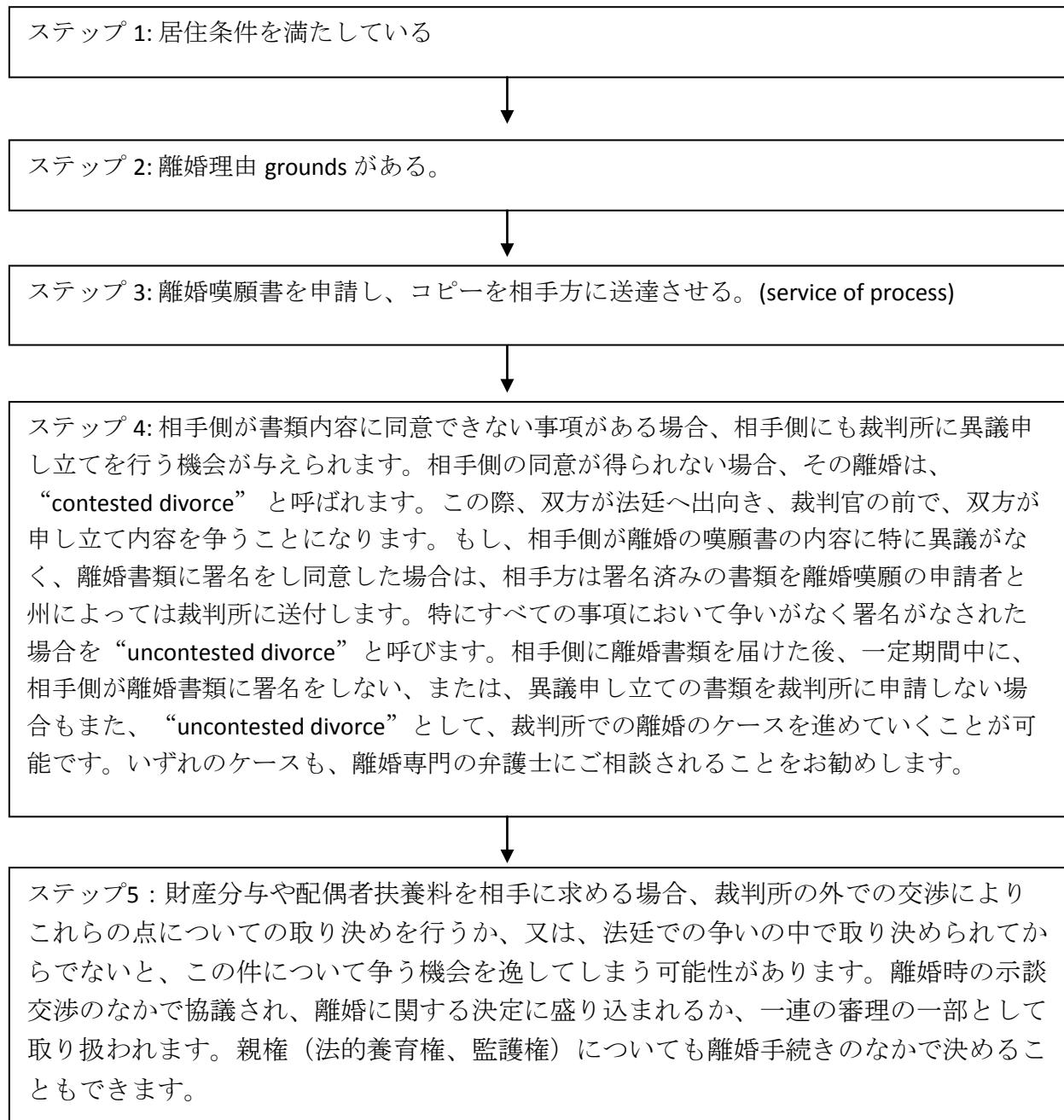


離婚と親権の関係法規に関するリポート (アラバマ州)

I. 離婚

離婚とは？

離婚とは、結婚を解消するための法的措置です。多くの州では、離婚の法的手続きをを行うためには、下記のステップを踏むことになります。アラバマ州では、Circuit Court が離婚裁判の管轄を持ちます。*Ala. Code § 30-2-1 以下



居住条件とは？

アラバマ州で離婚を申請する為には、6ヶ月間住んでいる必要があります。*

管轄する裁判所は、次の Circuit Court となります。

- ① 被告である一方の夫婦が住むカウンティに所在する裁判所、
- ① 別居が始まったときの夫婦で住んでいたカウンティ、
- ② 被告が州外に住んでいる場合には、原告の住所のあるカウンティの裁判所となります。

**

**Ala. Code §30-2-5*

***Ala. Code §30-2-4*

離婚理由とは？

離婚理由は、英語で **Grounds** と呼ばれ、法的に認められている離婚理由のことを指します。夫婦のどちらにも結婚関係を破綻させた非がない場合（No-Fault）でも、離婚申請が可能です。

下記の離婚理由で離婚申請が可能です。*

➢ 夫婦のどちらにも結婚関係を破綻させた非がない場合（No-Fault）

どうしても修復不可能な夫婦の溝ができ、夫婦関係が修復できない状態 (*irretrievably broken*) となっている場合です。

➢ 夫婦のどちらか、または双方に、結婚関係を破綻させた理由がある場合（Fault-based）

アラバマでは、次が離婚理由として認められています。

- ・浮気 **Adultery**。
- ・一年間以上の放棄 **voluntary abandonment**

例えば、家から出て行ったまま、どこにいるのか分からない

- ・7年以上の懲役の判決のもと 2年以上の収監されている場合
- ・常習的なアルコール・薬物依存
- ・治癒の見込みのない精神疾患
- ・暴力行為 **violence**。身体の安全に関わる危険性がある場合。

**Ala. Code § 30-2-1*

☆アラバマ州の離婚についての法的資料と弁護士情報リスト

(英文資料のみ)

AlabamaLegalHelp.org の中の D V 関係の資料

<http://www.alabamalegalhelp.org/issues/families-and-children/domestic-violence>

同じく AlabamaLegalHelp.org の弁護士紹介

<http://www.alabamalegalhelp.org/find-legal-help>

Alabama Coalition Against Domestic Violence のサイトで 9 拠点の事務所の連絡先を紹介。

http://www.acadv.org/legal_pfa.html

Womenslaw.org

立場の弱い人々のための法的支援をする団体をリストアップしている。

[http://www.womenslaw.org/gethelp_state_type.php?type_name=Finding a Lawyer&state_code=AL](http://www.womenslaw.org/gethelp_state_type.php?type_name=Finding%20a%20Lawyer&state_code=AL)

II. 親権

親権とは？

親権とは、未成年の子（19歳未満）を養育するため、子を監護・教育する、親の法的権利義務と法的責任のことです。裁判所が親権を決定する際、法的親権(legal custody)と監護権(physical custody)の二つの要素について取り決められます。*

➢ 法的親権Legal Custody—子の養育に関して必要なことを決定する権利のことを指します。例えば、どこの学校へ通わせるか、どの宗教を信仰するか等を決めたり、また、病気にかかり、怪我を負った際に、医療手段を決める権利を指します。

➢ 監護権Physical Custody—監護権は、子供と一緒に暮らす権利のことで、日々の生活の中、子供（19歳未満）がだれと一緒に住むか、法的に定めたものを指します。

**Ala. Code §30-3-151*

親権は必ず裁判所で取り決めなければいけないのですか？

すでに両親間で話し合い、面会日時などの取り決めがあり、特に問題なく面会も実行しているという理由から、裁判所での親権申請をされない方もいらっしゃいます。また、裁判所へ行き、親権などの法的措置を求めるとき、相手側を怒らせてしまう、申請者や子供に危害が及ぶという可能性がある場合、無理に裁判所へ行き、親権の取り決めを申し立てる必要はないかもしれません。しかしながら、裁判による親権に関する決定を受けることでのメリットもあります。このような状況にいらっしゃる方は、まず、最寄の無料弁護士相談機関や、専門の弁護士にご相談下さい。

裁判官は、どのようにどちらの親に親権を与えるのか裁断を下すのですか？

裁判官は、子供にとって最良の環境(Best Interest of the Child)を基準にして親権の取り決めを吟味します。*

**Ala. Code 30-3-152*

子供にとって最良の環境(Best Interest of the Child)とはどのようなことですか？

子供にとって最良の環境を判断するために、裁判官は次の要素を加味することができます。但し、これら要素のリスト以外の事項も加味します。*

- ・子供の性別・年齢
- ・子供に精神的・社会的・道徳的・物質的・教育上、必要な事項
- ・それぞれの親が提供できる家庭環境
- ・親権を主張するもの（親）の人的要素（年齢、性格、安定性、精神面・身体面の健康）
- ・それぞれの親の精神的・社会的・道徳的・物質的・教育上、必要な事項を提供できる能力と提供するにあたっての利害
- ・それぞれの親と子の関係

- ・それぞれの親の他の子と親権が争われている子の関係
- ・子に対する親権争いの影響と争いの間の養育の影響
- ・子が自分で判断できる年齢に達している場合、子の意見
- ・専門家のリポート、意見
- ・その他の類似する事項
- ・その他、証拠によって関係あると認められた事項

**Ex Parte Christopher P. Devine*, 398 So. 2d 686 (Ala. 1981)

また、裁判官が共同親権を吟味する場合、アラバマ法規のもと、次の事項を吟味します。

**

- ・親同士が共同親権に同意しているか
- ・過去、現在において親同士が協力して、双方で決定ができるか
- ・相手方の親と子に対する愛情や面会・連絡を分かち合えるか
- ・子に対するまたは配偶者に対する虐待や誘拐が過去にあったか、またはその可能性
- ・親同士が現実問題として共同親権行使するために、距離的に離れていないか

** Ala. Code 30-3-152

面会交流Visitationとは何ですか？

なぜ、離婚した後も子供を相手親に会わせないといけないのですか？

(この項目は特定の州を対象としたものではありません。)

アメリカで認識されている、子供にとっての最良の環境 (Best Interest of the Child) という法的概念の中には、両親が離婚後も子供の養育・監護に関わる、という考え方も含まれます。そのため、片方の親に単独親権が命じられた場合、非親権者も、子供と定期的に会い、子供の人生に関わっていけるよう、面会権 (Visitation) が与えられます。

面会交流監督プログラム (Supervised Visitation) とは？

(この項目は特定の州を対象としたものではありません。)

もし、相手方が子供を虐待している場合、相手方と子供との面会が懸念されますが、そのような場合、裁判官に面会交流の監視・監督(Supervised Visit) に請求することも考えられます。すでに、親権や面会交流権の法廷が進行中の場合、請求するに十分な理由を提示できるのであればSupervised Visit を裁判官に求めるという方法もオプションの一つです。

しかし、もし親権や面接交流権の法廷が進行中でない場合は、親権を専門に扱っている弁護相談機関や弁護士にご相談後、裁判所へご申請されることをお勧めします。Supervised Visitation命令を得るために、何を証明する必要があるのか、Supervised Visitationを通しての面会期間の長さはどれくらいに設定されるか等、弁護士にご相談下さい。

多くの場合、Supervised Visitationは、一時的な命令となります。州、カウンティ、さらには裁判官ごとによって違いがあるものの、裁判官は監視官に相手方の監視を一定の回数の面会交流の間に限ったり、親戚に一定の時間の間、面会交流の監視をするように命令するこ

ともできます。もし、Supervised Visit の際に問題がないとされた場合、大概、監視は免除されます。

法的専門機関の面接プログラムを通しての面会を数ヶ月、または、親戚が監督・モニタリングをしながらの面会を数ヶ月続け、その間特に問題が見られない場合は、監督なしの面会が認められる場合がほとんどです。もし、お子さんが面会交流中に虐待を受けた、という場合は、直ちに児童福祉局にご相談下さい。

配偶者が、子供を連れて州外、あるいは、アメリカを出て行くと言っており、心配です。
なにか対処方法はありますか？(この項目は特定の州を対象としたものではありません。)

配偶者の同意なしに、夫婦のどちらかが子供を連れて、州外またはアメリカを出て行く可能性がある場合、直ちに弁護士に問い合わせ裁判所による緊急親権命令 (Emergency Custody Order) の発行について相談しましょう。Emergency Custody Order の申請を行う際、子供を州外に連れ出さないという項目を付け加えて貰ったり、一時的に、面会交流監督プログラムを通してのみの子供との面会を相手に求めることができます。

子供がすでにパスポートを所持している場合、親権の係争期間中、子供のパスポートを裁判所で保管してもらうように求めることも可能です。

子供のパスポートがまだ発行されていない場合で、配偶者がパスポートを取得し、国外へ子供を連れ去ってしまう可能性がある場合、米国国務省の子供のパスポート発行通知プログラム “The Children's Passport Issuance Alert Program (CPIAP)” の利用が可能です。

アメリカ市民権を有する18歳未満の子供をCPIAPに登録するためには、指定登録書を記入する必要があります。登録後、相手親が子供のパスポートを取得するための書類を提出した際、CPIAPが通知してくれます。登録書は下記のウェブサイト (英文) をご覧下さい。
<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/prevention/passport-issuance-alert-program.html>

詳細は、下記の連絡先にご連絡下さい。

U.S. Department of State Overseas Citizen Services Office of Children's Issues Attention: CPIAP
E-mail: PreventAbduction1@state.gov 1-888-407-4747

III. 養育費

養育費とは？

養育費は子供を監護・教育するために必要な費用のことを指し、一般的に、監護権を持たない親の、子供の監護権を持つ親に対する、支払い義務を指します。アラバマ州では、成人するまで、子供の養育や教育の費用をサポートする義務があります。一般的には、法的に子供が自立する年齢は、19歳と判断されています。* しかし、18歳以上でも大学に通っている場合には、裁判官の判断で、養育費の支払い義務を延長する可能性もあります。**

**Ala. Code 26-1-1*

** *Ex Parte Bayliss, 550 So. 2d 1038*

養育費はどのように決めるのでしょうか？

原則的に、養育費の金額は、子供の人数や年齢、夫婦の収入により金額が変化します。アラバマ州では、州の養育費の計算ガイドライン(Alabama Rules of Judicial Administration, Rule 32)に沿って、金額が計算されます。養育費の計算ガイドラインの詳細については、下記のウェブサイト内の計算表（英文資料）をご参照ください。

養育費算出表：<https://eforms.alacourt.gov/media/javfgfhx/cs-42-rev-01-03-2019.pdf>

この算出表は基本養育費計算表を使用します。

基本養育費計算表：https://judicial.alabama.gov/docs/library/rules/JA32_appx.pdf

ガイドライン (Rule 32):<https://judicial.alabama.gov/docs/library/rules/ja32.pdf>

<おことわり>

ここに記載されている各法的措置の資料内容は、下記のウェブサイトに記載されている法律情報のをもとにそれぞれの項目の概要をまとめ、日本語に翻訳されたものであり、法律のアドバイスではありません。また、将来、法の改正により、法的オプションやシステムが変化する可能性も予想されますので、それぞれのケースは専門の弁護士にご相談下さい。